

「令和２年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について」本交渉
議 事 録

日 時：令和２年２月 21 日（金） 17：30～17：50

場 所：港湾局第 1 会議室（A T C I T M棟 10 階）

出席者：（局）宮下人事・港湾再編担当課長、出口人事・港湾再編担当課長代理、事務局
（市職）荻野支部長、柳澤副支部長、横井書記長、嘉本執行委員、新谷執行委員

議事録：

（局）

ただいまから、「令和２年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について」の交渉を始めまいります。

それでは、まず、市職港湾局支部からの申入れをお受けします。

－「申し入れ書」の手交－

（市職）

それでは、2020 年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件などについて申入れを行う。

－「申し入れ書」の読み上げ－

（局）

ただいま市職港湾局支部から、「令和２年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について」の交渉申入れを受けました。

交渉申入れについて 2 月 13 日（木）の予備交渉において交渉事項に該当するものと整理させていただいた 1 点目、2 点目及び 6 点目につきましては、改めて回答させていただきますが、現時点での来年度の業務執行体制の構築に向けた私どもの考え方をお示しさせていただきます。

ご承知のとおり、本市では厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行っており、平成 24 年 7 月に策定した「市政改革プラン」等において、歳入の確保、施策や事業の聖域なきゼロベースの見直し等を行い、規律ある財政運営を進めてきております。

また、令和２年度の市政運営の基本方針といたしまして、本年 2 月 13 日付で「令和２年度市政運営の基本方針」を策定し、I C Tを活用した市民サービスの向上や官民連携、働き方改革等に取り組むこととしております。

スリムで効果的な業務執行体制をめざしつつ、ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域社会の課題に的確に対応するためには、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせ

ないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取り組みとともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下を来たすことなく、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

申入れの1点目、2点目にあります「労働安全衛生管理」についてですが、安全で健康な職場生活を送ることはすべての職員の願いであり、職員が安全かつ健康にその能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供できるようサポートするのが事業主の務めであることを認識しております。

時間外勤務の縮減につきましては、適切な時間外勤務の執行管理はもちろん、長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワーク・ライフ・バランスにも支障があることから、日常的に効率的な業務の進行管理に十分努め、時間外勤務を必要最低限にとどめるよう、職員の時間外勤務の状況の把握とあわせて、引き続き、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

なお、業務執行体制の確立については、職制側が自らの判断と責任において行う管理運営事項であります。交渉する事項が生じた場合については、誠実かつ丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、6点目の職場環境に関する項目であります。大阪港湾局設置後の執務スペースにつきましては、大阪府港湾局及び局内関係各所との調整、連携を図り、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(局)

ただいまの現時点での回答に対し、何かご意見ございますでしょうか。

(市職)

当局より、現時点での回答をいただいたところである。我々としても厳しい状況があることについては理解をしているところである。しかしながら、局安全衛生委員会での超過勤務時間数や、休暇取得の報告でも明らかなように、職場は非常な繁忙実態となっており、安全衛生の観点からも問題のある現状と認識している。

業務執行の一層の効率化や、事務の簡素化による見直しなどを進めるとのことであるが、各職場での工夫などは、もはや限界であり、要員確保は必須となっており、当局として職場繁忙の解消に向けた具体的な方策について、十分な検討を改めて強く要請しておく。

とりわけ、本年10月から大阪港湾局の共同設置となっており、設置直後は現行の職員配置を引き継ぐこととされているが、今後、市職員が府営港湾の事業に異動することとなる場合など、勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを決定した場合は、適切な方法で情報

提供を行っていただくよう改めて要請しておく。

改めて回答いただけるということであるが、職員が明るく、働き甲斐、遣り甲斐の持てる職場づくりに向けた当局の愛と誠意ある回答を強くお願いしておく。

(局)

本日お受けしました「要員配置に関する申し入れ」につきましては、局として真剣に検討し、ご回答させていただきます。

ご意見いただきました大阪港湾局の共同設置の件につきまして、勤務労働条件の変更にかかる交渉事項が生じる場合は、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、誠実かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。また、情報提供につきましても条例に則った対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(局)

回答の本交渉につきましては、3月12日(木)17時30分からITM棟10階港湾局第1会議室で行いたいと考えています。

出席者につきましては、市会会期中であり、変更の可能性があります。総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局で考えています。

(市職)

市職支部の出席者は、支部長、副支部長、書記長、執行委員2名の計5名で考えている。

(局)

本日の交渉につきましては、以上をもって終了いたします。